

# 食品表示偽装と刑法

穴 沢 大 輔

## 1 はじめに

食品<sup>(1)</sup>表示<sup>(2)</sup>偽装問題に刑事法が関与するのは例外的とされる印象が強い。それによって財産的な損害が生ずれば、詐欺罪等の財産犯罪が成立しうる。また、生命や身体に危害や危殆化が生ずれば、業務上過失致死傷罪等の犯罪が成立しうる<sup>(3)</sup>。そうだとすると、食品表示偽装それ自体は、このような利益侵害とは一線を画していることになる。そして、裁判例も、食品表示偽装については悪質なものに限って処罰する方向であると思われる。たとえば、ミートホープ事件のように社会問題とされたときには裁判所によっても有罪とされている。

他方で、こうした問題を考察するためには行政の動きを知る必要がある。平成21年に消費者庁が設置され、複数の法律にまたがっていた食品表示に関する部分が消費者庁に一元化され、問題が見直され、検討されてきた<sup>(4)</sup>。そして、平成25年には「食品表示法」が成立し<sup>(5)</sup>、令和2年4月1日に完全に施行された。また、BSE補助金を不正に請求した雪印牛肉偽装事件<sup>(6)</sup>を境に行政による表示に対する監視が強まり、違反事案には指導もなされ、公表もされている<sup>(7)</sup>。さらには、食品企業が公表した食品事故情報はインターネットで検索可能である<sup>(8)</sup>。このような行政実務をふまえて、刑法としてどのように対応すべきなのだろうか<sup>(9)</sup>。

本稿では、食品表示偽装問題への対応を見つめたうえで、どの範囲で刑法を有効的に機能させるのか、について研究ノートとしてまとめてみようとするも

のである（なお、刑事訴訟等に関する問題（たとえば、立ち入り調査や被害回復等）については本稿では検討しないこととする。）<sup>(10)</sup>。「例外的」または「限定的」とひとまとめにするよりは、細かな議論を展開する方が有益であり、現状を知ることとも大切であると思われたからである。

## 2 処罰された食品表示偽装

食品表示偽装は、現行法では不正競争防止法（以下、不競法）の原産地等誤認惹起行為（不競法 21 条 2 項 1 号。なお、類する行為として虚偽原産地等表示行為である 5 号<sup>(11)</sup>もある）によって処罰されてきたのが通例のようである。判例データベース（LEX/DB）で検索したものをまとめると以下のとおりである。

- ① 中国産米を混入させながら、国産米 100% とした誤認惹起の表示（津地判平成 27 年 2 月 18 日 LEX/DB25505955）
- ② 台湾産うなぎを静岡県産うなぎとした誤認惹起の表示（静岡地判平成 26 年 5 月 15 日 LEX/DB25504564）
- ③ 生食用でない外国から輸入した馬肉を、生食用であるとした誤認惹起の表示（長野地伊那支判平成 25 年 11 月 14 日 LEX/DB25502498）
- ④ 中国産うなぎ蒲焼を国産うなぎ蒲焼とした誤認惹起の表示（神戸地判平成 21 年 4 月 27 日 LEX/DB25440949）
- ⑤ 外国産の豚肉を地元（国）産の豚肉とした誤認惹起の表示（仙台地判平成 21 年 2 月 25 日 LEX/DB25440554）
- ⑥ A 県産コシヒカリに品種不明の未検査米を混合したものを B 県産コシヒカリ 100% とした誤認惹起の表示（大阪地判平成 20 年 4 月 17 日 LEX/DB28145309）
- ⑦ 中国産しじみを国（a 湖）産しじみとした誤認惹起の表示（松江地判平成 15

## 食品表示偽装と刑法

年12月2日 LEX/DB28095323)

- ⑧ ブラジル産輸入冷凍鶏肉等を国産生鮮鶏肉等とした誤認惹起の表示（仙台地判平成15年7月17日 LEX/DB28085748）
- ⑨ 輸入鶏肉を国産等と偽装して表示（さいたま地判平成14年12月4日 LEX/DB28085282）
- ⑩ 還元乳などを生乳に混入した加工乳を「成分無調整」「種類別牛乳」とした虚偽の表示（仙台地判平成9年3月27日 LEX/DB28035002）

このように食品表示偽装は不競法により処罰されるのが通常である。不競法の逐条解説によれば、「本法は、事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序の維持という公益を保護法益としており、その実現手段としては、当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求を基本としつつも、公益の侵害の程度が著しく、当事者間の民事的請求にのみ委ねられることが妥当でない行為類型については刑事罰の対象としている」とされる<sup>(12)</sup>。不競法における保護法益の一般論については別稿を予定しているが、食品偽装表示がなされると、他の会社の利益状況に影響を及ぼし、競争秩序がゆがめられる恐れがあるので処罰をすること自体は否定されないだろう。もっとも、それは直接的な財産被害等と比較すれば、間接的・抽象的なものにとどまるものである。法定刑の重さ「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科」から見ても、民事的行政的解決が難しい場合である相当悪質な場合に適用されることが望ましい。

こうした悪質さについて、先の裁判例でも量刑理由では次のように指摘されている。たとえば、裁判例番号①「手の込んだ偽装工作を行っていた」、③「『食の安全』に対する自覚を欠いた極めて悪質な犯行」、⑤「多年にわたり本件と同種の行為を繰り返してきたもので、この種事犯に対する被告人の規範意識は極めて低いといわざるを得ない」、⑦「会社ぐるみの組織的・計画的で常習的

な犯行」と述べられる。この意味では、かなり悪質なものが起訴されているものと推察される。

不競法が選択される背景には、被告人の「取引会社」に対して虚偽表示がなされていることが挙げられるように思われる。利益を得たいがために数社に対して同様の行為がなされるからである。また、会社ぐるみという表現からもわかるように法人処罰が認められるのも特徴的である。こうしてみると、不競法による処罰には一定の合理性が認められるように思われる。

ただ、もう少し詳細に見てみると、たとえば、③では、「大腸菌群の陽性結果が出たため生食用として使用できない輸入馬肉を、生食用として販売しようと企て、商品の内容を誤認させるような表示」をしたことが問題視され、「食の安全」という表現が用いられた。また、⑤及び⑨では、偽りの表示により学校給食センター等が欺かれている。加えて、多くの裁判例で、消費者への影響や消費者の信頼を裏切ったことが指摘されている。さらには、⑤では、「幸か不幸か、豚肉以外の肉や学校給食センター以外への偽装納品やJAS法違反等の事案については起訴されておらず、これらを処罰することができないこと」とまで表現されている。

このような指摘をもふまえると、食品表示偽装は企業間の犯罪とされる不競法により処罰されること以上に、消費者側の観点をもふまえてもう少し丁寧な分析を要するような問題であるとも言える。もちろん、不競法以外による処罰も散見される<sup>(13)</sup>が、表示に関しては以上のように不競法がそれを受け止めているのが現状である。

### 3 行政における食品表示偽装対応と処罰

#### (1) 第2次大戦後に制定された法律からみた食品表示へのアプローチ<sup>(14)</sup>

第2次大戦後<sup>(15)</sup>、まず、昭和22年に食品衛生法が制定された。その目的は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する」ことにあった<sup>(16)</sup>。ここでは、食品表示に関して衛生上の観点から規制された。その後、いわゆるJAS法（日本農林規格等に関する法律。以下、JAS法。一般的には、食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての規格（JAS）を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク（JASマーク）を、当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示できる制度として認識される<sup>(17)</sup>。）が、昭和25年に制定された。これによって、「飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置<sup>(18)</sup>」が講じられることになっている。そして、昭和35年の「にせ牛缶事件<sup>(19)</sup>」以降、消費者意識の高まりを受けて、景品表示法が昭和37年に制定され、表示に対する規制が強化された。平成期に入ると、いわゆるBSE問題を受けて、2003年に食品安全委員会が設置され、また、食品の偽装表示事件が生じたことなど<sup>(20)</sup>から2009年に消費者庁が設置された。加えて、平成12年の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について報告書」<sup>(21)</sup>を受けて、「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る<sup>(22)</sup>」健康増進法が制定され、そこでは、国民の健康増進の観点から、健康食品<sup>(23)</sup>表示にアプローチされる<sup>(24)</sup>。このように、食品表示には複数の観点からのアプローチがなされてきた。すなわち、消費者に対して、食品衛生法においては、食品の安全性の確保のために公衆衛生上必要な情報が、JAS法においては、消費者の選択に資するための品質に関する情報が、健康増進法において

は、国民の健康の増進を図るための栄養成分及び熱量に関する情報が提供されてきており、重複と用語の使われ方の違いがあるなど、複雑でわかりにくいものであると指摘もされた<sup>(25)</sup>。

平成23年9月に食品表示一元化検討会が消費者庁に設置され、その報告書<sup>(26)</sup>を受けて、平成25年に食品表示法が制定された。同法は、先に述べた食品衛生法、JAS法及び健康増進法から、食品表示に係る規定を統合したもの<sup>(27)</sup>であり、表示に関する複雑さとわかりにくさを解消し、多くの消費者に寄与するものである（食品表示基準も統合されている<sup>(28)</sup>）。

それを受けてさらに、「消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）第4章5年間で取り組むべき施策の内容」の一部として、「インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う」ことが決められた<sup>(29)</sup>。そして、加工食品の原料原産地表示については、平成29年9月に食品表示基準が変更され<sup>(30)</sup>、遺伝子組換え表示<sup>(31)</sup>についても、平成30年3月に報告書が出され、平成31年4月に食品表示基準が改正されている<sup>(32)</sup>。また、食品添加物についても令和2年3月に報告書が示された<sup>(33,34)</sup>。食品の安全性が確保<sup>(35)</sup>されたうえで、表示についてはよりきめ細やかな対応がなされており、今後もそれが続けられるものと思われる。

### （2）各法律による食品表示偽装の処罰

以上の食品表示に関する法的な対応を前提として、各法律に罰則が規定されている。直罰方式は少なく、間接罰方式が多い<sup>(36)</sup>。前者としては、前述した不競法21条2項1号、5号の他、食品衛生法72条（2年以下の懲役又は（及び）200万円以下の罰金（虚偽誇大な広告等の禁止（20条）））、食品表示法18条、19条（2年以下の懲役又は（及び）200万円以下の罰金（同法6条8項の内閣府令で定める事項（食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要する

## 食品表示偽装と刑法

かどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの)についての食品表示基準違反、原産地についての虚偽表示))である。後者について、本稿の範囲で述べると、たとえば、JAS法(原産地の偽装は、食品表示法に引き継がれた。)、健康増進法、景品表示法は間接罰方式を採用し、命令等の違反に刑罰を科している。

もっとも、先に指摘した通り、こうした罰則の実際の適用は少ないように思われる。たとえば、食品表示連絡会議の警察庁資料<sup>(37)</sup>によると、食品表示法違反としては、平成29年で1件、平成28年で5件、平成27年で1件が検挙されたとのことである<sup>(38)</sup>。また、警察庁の「生活経済事犯の検挙状況について」によると、食の安全に係る事犯の検挙事件数については、平成23年以降、検挙事件数は、30件から40件であり横ばいで推移している<sup>(39)</sup>とされた後、平成30年には26件となっており、そのうち食品の産地等偽装表示事犯は5件であった<sup>(40)</sup>(なお、令和1年度においては、食の安全に係る事犯自体の統計が示されていない<sup>(41)</sup>)。

## 4 食品表示への刑法的対応

以上のように、食品表示をめぐる法律関係は消費者行政の実態にあわせて変化してきており、刑罰で担保された行為も多岐にわたっている。

そして、3で述べた法律の状況では、重層構造であるがゆえに、1つの表示が複数の法的措置の対象にされることになる。たとえば、最近示された「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針」によると、「食品の表示・広告を対象とする規定をもつ法律として、健康増進法のほかに、食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、食品表示法等

## 食品表示偽装と刑法

がある。健康増進法第65条第1項の規定に違反し、又は違反が疑われる広告等は、これら広告等を規制する他法令の規定に違反し、又は違反している可能性が十分にあり得る」とされ、複数の法律違反になる可能性が指摘されている。そうだとすると、そこには、刑罰規定も含まれ、健康増進法65条1項違反し、命令違反があると処罰されるおそれがあり（健康増進法71条、66条2項）、食品衛生法でも、景品表示法でも同じである。

一方で、これまで食品表示違反に対する刑罰適用としては、取引先との関係で不競法による対応がなされてきた。ただ、先にも述べたようにそれが最善の選択かどうか、それだけによる処罰でよいのか、やはり慎重に検討する必要があるように思われる。不競法の目的は、いずれにせよ第1義的には、事業者間の公正な競争の確保であり、この観点からの処罰が基礎づけられるべきである。虚偽の影響がこうした目的にとって相当程度悪質なものであれば処罰が肯定されるべきであるが、そうでない場合には控えるべきであろう。法定刑の重さに鑑みても<sup>(42)</sup>、「不正の目的」を伴う不正競争という視点から判断されることが有効な刑罰執行にもつながるだろう。

こうした見地から上述をもふまえると、消費者被害に至るおそれが高い表示違反（生命や身体への侵害のおそれ）については安全を侵害するものとして、食品衛生法や食品表示法による処罰を進めるべきだろう。法人処罰も可能とされており（食品衛生法78条、食品表示法22条）、適正な法人には有効な措置と云いうる。たしかに、同時に不競法違反も成立して両罪の成立が認められたとしても罪数処理が観念的競合（刑法54条1項前段）としてなされ、最も重い刑である不競法によることになるので、結論としては不競法を適用するのと同様となり事足りるのかもしれないが、一罪か数罪かはそれ自体重要性のあることである。事案の詳細は定かではないものの、2の裁判例でいえば、③にはこうした処罰を認めてゆく必要があるだろう。

さらに、たとえば、重篤なアレルギー反応を引き起こしかねない食物表示、



## 食品表示偽装と刑法

すなわち、特定原材料とされるもののアレルギー表示<sup>(43)</sup>については、それをしていない販売業者等を処罰するためにこうした法律を活用することも十分にありえるのではないだろうか<sup>(44)</sup>。この場合には、食品表示法6条8項の「食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項」ともいえ、同項の「緊急の必要があると認めるとき」となると、「食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる」とされ、行政の側での積極的介入に至ることもあろう<sup>(45)</sup>。たしかに、そうすると行政介入に委ねられ、刑罰という選択肢を避ける傾向があるのかもしれないが、その命令違反でも処罰することは可能である（食品表示法17条違反）し、仮に命令に従ったとしても、故意によるアレルギー品目の不表示や虚偽表示の影響が多大であれば、それに対して処罰を認めること（食品表示法18条違反）は可能であるように思われる。

原産地表示偽装については、食品表示法施行後は、通常のケースでは、不正の目的要件のない食品表示法19条の活用で足りるように思われるが、上述のように不競法による処罰が排除されるわけではない。この点につき、産地ブランドについての虚偽表示もこれに含まれるだろうが、この場合には商標法違反による対応も可能である<sup>(46)</sup>。虚偽誇大広告については、先に見たように、各種の法律がその趣旨に応じた対応をしてきたところである。複雑な状況ではあるものの、間接罰方式であることもふまえ、行政の対応を前提にした判断をふまえて検討がなされることが望ましいと思われる。とくに、誤認表示に対しては景品表示法が活用されており、課徴金制度が導入され、その効果が期待されているところである。こうした意味でも、食品表示連絡会議等の連携には重要な意義があるように思われる。

## 5 おわりに

食品表示に関しては、それが消費者の安全と選択を保障するものである以上、事前に複合的な規制対象となっている現状を、時代の要請に合わせて進歩させてゆく必要がある。違反者を処罰することも選択肢に入れられるべきであるが、行政による実効的な対策が望ましい分野といえる。

そうであるとしてもなお、食品表示に関する処罰方法が、これまでのように企業間の競争を規制する不競法による処罰に頼る必要はないように思われる。消費者に対して悪影響が及ぶものであるならば、そうした観点から処罰する余地を認める法律による表示違反を活用した方がよいのではないだろうか。

今後も、HACCP<sup>(47)</sup>を基礎として、さらに世界の動向がふまえられながら法的規制が変わりうるし<sup>(48)</sup>、変わる必要のある分野であり、事後的に大きな被害が生じないような、すなわち、刑罰が積極的に活躍しないような規制体制づくり<sup>(49)</sup>を求めたいと思われる。

### 注

- (1) 本稿の検討対象は食品表示法との関連をふまえて食品とする。その他の酒（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）と医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）を除くことになる。なお、食品表示法や食品に関する関連法の実務について、消費者庁表示対策課室長である、木村勝彦食品表示対策課室長、田中誠ヘルスケア表示指導室長及び参事官付の落合英紀課長補佐にご教示いただいた。改めて御礼を申し上げるとともに、実務内容の誤解があればそれは筆者の誤解に基づくものであること、当然に本文は消費者庁の見解でないことも付記しておく。
- (2) 現在の食品表示自体の簡易な説明として、消費者庁「知っておきたい食品の表示」消費者庁HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pamphlets/pdf/01\\_s-foodlabel200330.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/pdf/01_s-foodlabel200330.pdf) なお、その基準は食品表示基準で確認できる。

## 食品表示偽装と刑法

- (3) たとえば、過失犯の成否が問題とされる森永ドライミルク事件。また、2000年の雪印食中毒事件も業務上過失致死傷罪の成否が問題とされた。もっとも、こうした事案では法人処罰はなされない。松宮孝明「報告1 食品の安全と過失論の役割」齊藤豊治他編著『日中経済刑法の最新動向』（2020）101頁以下参照。
- (4) 池戸重信「新たな食品表示制度の経緯と課題」日本印刷学会誌 55巻1号16頁。
- (5) 川本伸一「食品表示法」日本食品科学工学会誌 65巻5号280頁。
- (6) 2001年に、大手食肉会社、雪印食品の関西ミートセンター（兵庫県伊丹市）が、狂牛病対策で全頭検査前に処理された国産牛を国費の助成で買い取る制度に便乗し、輸入牛肉を国内産と偽って業界団体に買い取らせた事件（朝日新聞2002年1月23日夕刊）である。なお、部長を含む社員5名には有罪判決が言い渡された（神戸地裁2002年11月22日判決（朝日新聞11月22日夕刊））が、役員（専務と常務）には無罪判決が言い渡されている（神戸地裁2004年7月13日判決（朝日新聞7月14日朝刊））。
- (7) 消費者庁HPでは、たとえば、景品表示法違反に対する法的措置事件の概要が公表されており、それ自体に一定の制裁効果がありうるだろう。
- (8) 食品産業センターの食品事故情報知ネットで確認できる。<https://kokuchi.shokusan.or.jp/index/>
- (9) 近時の先行研究として、前嶋匠「報告2 食品の安全と刑事責任」齊藤豊治他編著『日中経済刑法の最新動向』（2020）110頁以下、田中良弘「日本における食品表示法制—食品偽装に関する罰則規定を中心に—」自治研究 93巻10号26頁、高橋滋 一橋大学法学研究科食品安全プロジェクトチーム共編『食品安全法制と市民の安心・安全』（2019）がある（食品安全法制全体からの包括的考察がなされており、その中で韓国及び中国の刑事罰の動向も分析されている。）。
- (10) 包括的な消費者と刑法との関係については、中田＝鹿野編『基本講義消費者法〔第4版〕』（2020）[佐伯仁志] 50頁（とくに55頁以下）、川出敏裕「刑事法と消費者法」消費者判例百選〔第2版〕77頁参照。
- (11) 1号が「不正の目的をもって」なす誤認惹起行為であり、5号が「虚偽の」表示それ自体を処罰する。前者については議論がある。まず、「不正の目的」は、適用除外規定である不競法19条1項2号に括弧書きで「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう」とされている。また、平成5年改正以前は「不正ノ競争ノ目的」とされており、最高裁は次のように解釈していた（最大判昭和35年4月6日刑集14巻5号525頁）。すなわち、「『不正ノ競争ノ目的』とは、公序良俗、信義衡平に反する手段によって、他人の営業と同種または類似の行為をなし、その者と営業上の競争をする意図をいうものと解する」と。平成5年改正で「競争ノ」が削除されたことから、「不正」いう点に重点があるとされると、「反公序良俗性・反信義衡平性」がその意義となるのが素直かもし

## 食品表示偽装と刑法

れない（小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法 [第2版]』（2015）669頁）。ただ、そうすると、誤認惹起行為だけが重視されることになるので、「何らかの利益」との関連を維持した方がよいように思われる。

- (12) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法令和元年7月1日施行版』<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikujyou.pdf> 245頁。
- (13) たとえば、いわゆる米トレーサビリティ法の制定につながる、残留農薬の基準値を超える殺虫剤成分が含まれた事故米が不正に流通した事件（2008年）で、名古屋地裁が、食品衛生法違反等により、これに関与した株式会社浅井の元社長を懲役2年執行猶予5年に処し、また、法人としての同社には罰金150万円を科したとの報道がある（朝日新聞2010年1月13日夕刊）。後述、3(2)も参照。
- (14) 食品に関する法制全体については、梶川千賀子『食品法入門 食の安全とその法体系』（2018）8頁以下参照。近時の法改正をふまえた法的解説として、中山代志子他「食品表示に関する法—最近の改正法を中心に—」東京弁護士会 LIBRA16 巻4号（2016）2頁以下。
- (15) 戦前については、たとえば、山本俊一編『日本食品衛生史（明治編）（大正・昭和初期編）』（1980・1981）、郭鋒『戦前期日本の食品衛生問題』（2016）参照。なお、戦前は、「飲食物其他ノ物品取締ニ関スル法律」によって規制されていた（詳しくは、福山道義『飲食物其他ノ物品取締ニ関スル件（明治三三年法一五号）』の下での食品衛生行政』福岡大学法学論叢 57巻4号643頁）。これを受けた規則（たとえば、牛乳営業取締規則・有害性着色料取締規則）に刑罰（命令違反に対する業者の刑罰）が規定されていた。当時、取締規則が地方庁の警視庁令や県府令により規定されていたのは興味深い（昭和17年に内政部に移管）。その後、日本国憲法が施行されるのと同時に、法律によらずに制定された取締規則に対応する（昭和22年末で失効）ためにも「食品衛生法」が必要とされた（昭和23年1月1日施行）。

なお、「メチルアルコール取締規則」が食品衛生法の制定により廃止され、刑法上処罰の対象とされていた有毒飲食物等取締令は、連合国司令官の「有毒飲料の取引取締に関する覚書」を受けて、昭和21年1月に勅令として公布されている（昭和29年に廃止）。この時に、法律の錯誤についての著名な最高裁大法廷判決が下された（最大判昭和23年7月14日刑集2巻8号889頁）。

- (16) 現行法では、食品安全基本法3条をもふまえて、「食品の安全性の確保」や「国民の健康の保護」という趣旨が明確化されている（日本食品衛生協会『新訂早わかり食品衛生法 食品衛生法逐条解説 [第7版]』（2020）18頁以下）。
- (17) 現況について詳しくは、農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室「JAS制度について」[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/index-53.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/index-53.pdf) 参

## 食品表示偽装と刑法

照。特に、スライド 12 頁には、これまでの品質の標準化（粗悪品の排除）に加え、事業者や産地の差別化・ブランド化が重要とされている。産地や地域のブランド化については、行政による地理的表示保護制度（詳しくは、「地理的表示（GI）保護制度」農林水産省 HP [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html) 参照）や、地域団体商標によって知的財産を保護する制度が展開されている（農林水産研究所八木浩平他「地域ブランド産品に対するブランド保護制度への危殆と効果」フードシステム研究 26 巻 2 号 79 頁参照。たとえば、みやぎサーモンは前者、若狭ふぐは後者である）。

- (18) JAS 法 1 条。
- (19) 著名な事件のため詳細は避けるが、保健所に持ち込まれた牛缶を検査したところクジラの肉が使用されており、他の 20 社の調査結果で、18 社がクジラ肉や馬肉を使用していたという事件である。
- (20) 「令和元年度版消費者白書」によると、「2000 年代半ば以降、いわゆる食品偽装問題や中国産冷凍餃子事件、悪質商法による被害の増加等、消費者の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が多数発生し、国民の安全・安心を確保するために消費者行政の在り方を大きく転換することが求められ」設置されたとのことである（「令和元年度版消費者白書」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/2019/white\\_paper\\_109.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2019/white_paper_109.html)）。
- (21) [https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21\\_11/pdf/all.pdf](https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/pdf/all.pdf) 健康日本 21 企画検討会と健康日本 21 計画策定検討会による。
- (22) 健康増進法の概要 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1202-4g.pdf>
- (23) 法律の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指すとされる（「健康食品」のホームページ（厚生労働省 HP）。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html) 参照）
- (24) 具体的には、栄養表示基準が食品表示基準で示される。国の審査と許可が必要な特定保健用食品（健康増進法 43 条：いわゆるトクホ食品）については、「特定保健用食品について」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_for\\_specified\\_health\\_uses/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/) 参照。また、虚偽・誇大広告の禁止については後述参照。
- (25) 食品表示一元化検討会報告書（消費者庁 HP）3 頁以下。以下、平成 24 年報告書とする。
- (26) 前注 25 平成 24 年報告書。
- (27) 具体的には、① 加工食品と生鮮食品の区分の統一 ② アレルギー表示に係るルール of 改善 ③ 栄養成分表示の義務化 ④ 栄養強調表示に係るルール of 改善 ⑤ 原材料名表示等に係るルール of 変更 ⑥ 販売の用に供する添加物の表示に係るルール of 改

## 食品表示偽装と刑法

- 善⑦通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定⑧表示レイアウトの改善⑨新たな機能性表示制度の創設とされる（「食品表示基準に係る通知・Q&Aについて」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)）。
- (28) 前注16。消費者庁 HP で食品表示の内容を確認できる他、日本食品衛生協会「目で見てわかる食品表示ガイド」（2018）を参照。
- (29) 「消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決」[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/basic\\_plan/pdf/150324adjustments\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/pdf/150324adjustments_1.pdf)
- (30) 詳しくは「新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/country\\_of\\_origin/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/)
- (31) 「日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、審査を受けていない遺伝子組換え農産物や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により禁止されている。」
- (32) 具体的には、分別生産流通管理（遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていること）をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品について、現状では、「遺伝子組換えでない」との表示が任意表示（遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の検出技術によってその検出が可能とされていないもの）としてなされるが、今後は、「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」等の表示がされることになる。詳しくは、「遺伝子組換え表示制度に関する情報」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/genetically\\_modified/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/) こうした点の評価につき、高田寛「新しい遺伝子組換え表示制度に関する一考察」明治学院大学法学研究109号25頁も参照。
- (33) 具体的には、「無添加」の使用自体並びに特定の添加物を使用していない「〇〇不使用」の表示が何も入っていない「無添加」と誤認されることを回避することのガイドライン策定、「人工甘味料と合成保存料」の「人工」と「合成」の削除であるが、コーデックス規格による分類が興味深い。加工食品に示される添加物表示のわが国の現状とコーデックス機能分類との対比がなされている（後掲報告書資料11～13）。「食品添加物表示制度に関する検討会報告書の公表について」消費者庁 HP <https://www.caa.go.jp/notice/entry/019465/>
- (34) なお、インターネット販売等における食品表示については懇談会による報告書が平成28年5月に示され、「事業者は、消費者が購入時に食品の義務表示事項と

## 食品表示偽装と刑法

同等の情報の内容を確認できるような環境を整備することを目標」とし、「業態や業界ごとに、情報提供の方針やガイドライン等を自主的に検討・作成することが望まれる」とされた（「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_005/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_005/)）。

- (35) これ自体は、食品衛生法を管轄する厚生労働省、並びに、各地方自治体の保健所が担うことになる。そこでは、食品衛生監視員が食中毒の検査や飲食店の許可業務を行うが、食品の添加物や規格について、営業施設からサンプリングした食品などの検査を行い、規格や基準が遵守されているかなどの確認も行っている（「食品衛生監視員・獣医の業務の内容」東京都保健福祉局 HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/shoukai/gaiyou.html>）。なお、東京都は、東京都食品衛生監視指導計画をたて実施している（「食品衛生指導」東京都保健福祉局 HP <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kansi/index.html>）。令和元年度については、「延べ 187,767 件の事業者に対し、食品表示法等に基づき 843,531 品目の表示検査を行った結果、1,824 件の不適正表示を発見し、適正な表示に改善させるなど必要な措置を行いました」とのことである。
- (36) すでにまとめられたものとして、前注 9・前嶋 110 頁以下、前注 9・食品安全 [田中] 99 頁以下、前注 14・梶川 171 頁。なお、故意による原産地表示偽装は平成 21 年に（旧）JAS 法で直罰方式となった（津田樹見宗「食品の偽装表示についての対策強化 公表規定と直罰規定を創設」時の法令 1842 号 6 頁以下）。
- (37) 「食品表示連絡会議」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_001/)
- (38) たとえば、平成 28 年では、農産物販売等会社元役員（69）らは、平成 28 年 6 月頃、産地欄に「単一原料米新 潟県魚沼」等と記載した米袋に他県産コシヒカリの精米を包装し、産地について誤認させるような虚偽の表示をして、顧客に対し、合計 7 袋（40 キログラム）を販売した。28 年 9 月、2 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）及び食品表示法違反（食品表示基準違反）で検挙したとされる。
- (39) 「平成 29 年度における生活経済事犯の検挙状況等について」警察庁 HP <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/H29nennpou.pdf>
- (40) 「平成 30 年度における生活経済事犯の検挙状況等について」警察庁 HP [https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/H30\\_seikatsukeizaijihann.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/H30_seikatsukeizaijihann.pdf)
- (41) 「令和 1 年度における生活経済事犯の検挙状況等について」警察庁 HP [https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R01\\_seikatsukeizaijihann.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/seikeikan/R01_seikatsukeizaijihann.pdf)
- (42) この点につき、前注 9・食品安全 [田中] 107 頁以下は、不競法 21 条と食品表

## 食品表示偽装と刑法

示法 18 条、19 条とを比較し、「刑事事実上は、表示違反について、国民の健康よりも経済的・社会的利益が重視されることに」なり、問題であると指摘する。たしかに、営業秘密侵害罪の法定刑改正の変遷等をふまえると経済事犯に対する重罰化の傾向があることは否めないが、他方で、殺人予備罪は 2 年以下の懲役であり、その意味では、国民の健康を守るという目的でもって食品表示法も重く処罰しているともいえそうである（消費者被害における罰則につき、渡辺靖明「消費者法罰則の一覧表」横浜法学 29 巻 1 号 243 頁参照。消費者被害全体への刑罰によるアプローチについて考察されており、非常に有益である。）。法定刑の単純比較は難しそうではあるが、本文のように、個々の法規の目的に沿った運用が目指されるべきである。

- (43) 食品表示基準で定められる品目に、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の 7 品目（以下「特定原材料」という）が挙げられ、通知で表示を推奨する品目に、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの 21 品目（以下「特定原材料に準ずるもの」という。）が挙げられる（「アレルギー表示に関する情報」消費者庁 HP [https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/)）。前者は表示が義務付けられ、後者は可能な限り表示するもの（推奨）にとどまるが、時代の変化により変わってゆくものである。
- (44) 加工食品業者がアレルギーの発生する食物（前注 43 参照）について表示に違反した場合、2 で挙げた裁判例の事案のように仮に取引先に販売したとしても、消費者に直接販売する販売業者を道具とした間接正犯として処罰されうることになる。
- (45) なお、食品安全法における重大事故等又はこれに準ずる事故等が発生した場合には、消費者庁が緊急対策本部で関係大臣等と協議し、あるいは、消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析を行い、速やかに対応することになる。消費者安全情報総括官には、警察庁刑事局長も含まれている（前注 9・食品安全〔宗林さおり〕156 頁以下）。
- (46) 前注 17・八木他。もっとも、地理的表示制度（行政による不正行為の取締）でなく、地域団体商標によると、不正使用販売者（商標権侵害者）に対し、人件費等の観点から訴訟に対応できていないことが指摘されている（同 80 頁以下）。
- (47) Hazard Analysis and Critical Control Point の略称である。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法とされる。詳しくは、「HACCP」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/>



## 食品表示偽装と刑法

[seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/haccp/index.html](https://seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html) 参照。

- (48) 消費者委員会食品表示部会「食品表示の全体像に関する報告書（令和1年8月）」  
消費者庁 HP でも国際的な食品表示動向が示されている。
- (49) 食品衛生に関しては、平成15年の食品安全基本法上、リスク評価が導入されており（日本食品衛生協会『新訂早わかり食品衛生法 食品衛生法逐条解説[第7版]』（2020）13頁、前注9・食品安全〔下山憲治〕59頁以下）、食品のトレーサビリティ制度も重要である（前注9・食品安全〔黒川哲志〕137頁以下）。